

社会福祉法人 もくせい会
ケアハウス ちよだハウス 運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人もくせい会が設置運営するケアハウスちよだハウス（以下「施設」という）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営と、利用者の生活の安定と充実を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 施設の管理運営については、高齢者の特性に配慮した住みよい住居の提供と、一人一人の意思及び人格を尊重し、利用者の自主的且つ健康的な生活が営まれるように配慮し支援するものとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条 施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 ケアハウス ちよだハウス
- (2) 所在地 群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩2 1 1 4 番地の2

(定員)

第4条 施設の利用定員は15名とする。

内、13名は個室、2名は夫婦室（同居）とする。

(利用者の資格要件)

第5条 施設を利用できる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 自炊ができない程度の身体機能の低下があり、或いは高齢等のため、独立して生活することに不安が認められる者であって、家族による援護を受けることが困難な者。
- (2) 原則として60歳以上の者とする。但し、60歳以上の配偶者と同居する者についてはこの限りではない。
- (3) 介助を必要とせず、自立した日常生活が出来る者、又は各種在宅サービス等による軽度の介護を受けることにより自立した生活が出来る者。
- (4) 確実な保証能力を有する身元保証人が立てられる者。

(利用料金)

第6条 施設の利用料金等は、国の定める基準により施設長が定めるものとする。

(詳細は別紙参照)

- 2 居室内での電気、水道料金は使用実績により実費徴収するものとする。
- 3 2人居室を1名で使用する場合は、居住費及びサービス提供費相当額を別途徴収できるものとする。
- 4 退居時における居室の現状回復費用及び、利用料が滞納された際の保証金として入居一時金20万円を、入居の際に徴収するものとする。この一時金は、退居時に差額を返却するものとする。

第2章 職員及び職務

(職員の区分及び定数)

第7条 ケアハウスには次の職員を置く。

- 1 施設長 1名但し兼任とする。
- 2 生活相談員 1名
- 3 介護職員 1名以上生活相談員 1名
- 4 調理員 1名介護職員 1名以上

(職務)

第8条 施設長は、理事長の名を受け、所属職員を指揮監督し、施設の業務を統括する。

- 2 職員は施設長の命を受けそれぞれの業務に従事する。
- 3 生活相談員は、利用者の生活向上に必要な生活指導・相談・援助等に従事すると共に、入居及び退居等の受付業務を行うこととする。
- 4 介護員は、入居者の援助並びに、生活環境の整備等に従事する。
- 5 栄養士は、利用者の給食献立・栄養管理・調理上の衛生指導等に従事する。

第3章 入居及び退居

(入居手続き)

第9条 施設への入居希望者は、規定の入居申込書に必要事項を記入し提出しなければならない。

- 2 施設長は、入居申込書の提出があったときは、その内容を確認し、入居申込者名簿に登録し、身元引受人と共に本人を面談する。

3 入居を承認され、その旨の書類通知を受けた者は、通達を受けた日から10日以内に次の書類を施設長に提出しなければならない。

- (1) 入居契約書
- (2) 利用料認定に関する資料。(所得課税証明書・前年の源泉徴収書・年金等収入が記載されている通帳のコピー)
- (3) その他施設長が提出を求めた書類。

(台帳整備)

第10条 入居時の健康診断と、本人のこれまでの生活状況、家族状況等を入居台帳に記録し、入居後の健康管理、相談、助言等に備えるものとする。

(退居)

第11条 利用者は、ケアハウスを退居しようとするときは、その30日以上前までに、施設長に退居届けを提出しなければならない。

(死亡)

第12条 利用者が死亡したときは、施設長は身元保証人に連絡するほか関係機関に連絡する等必要な措置をとるものとする。

(入居取消)

第13条 施設長は利用者が次の各号に該当したときは、入居契約を解除し入居を取り消すことができる。

- 1 虚偽の届出を行って入居をした場合。
- 2 提出書類に虚偽の事項を記載し申告した場合。
- 3 正当な理由無く利用料等滞納が3カ月に達した場合。
- 4 施設長の承認を得ることなく、建物設備等の造作、模様替えを行い、求められても原状に回復しない場合。
- 5 介護を必要とする状態になり、ケアハウスでの日常生活が著しく困難であると認められたとき。
- 6 身体的精神的疾患等により、他の利用者に迷惑をかけるなど、共同生活に不相当と判断された場合。
- 7 金銭管理、各種サービスの利用について判断ができなくなった時。
- 8 その他、入居契約の条項に違反し、施設長の指示、指導に従わない場合。
- 9 本人の病気療養等で3カ月を超えて居室を不在にする場合は、協議の上、契約を解除することができる。

第4章 処遇

(基本原則)

第14条 社会福祉法人もくせい会定款、管理規定に掲げるとおり、利用者処遇に万全を期さなければならない。

秩序ある環境の中で、常に安定した快適な生活ができるように配慮し、適切な養護と指導を行わなければならない。

- 2 施設サービスにあたっては、利用者の人権に十分配慮し、心身の虐待行為の禁止は勿論のこと、利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 3 施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(食事)

第15条 食事時間は基本的に次の通りとする。

朝食 午前8時より1時間

昼食 正午より1時間

夕食 午後5時30分より1時間

- 2 食事は原則として食堂で1日3回提供する。食事不要の申し出があった際は提供をしなくてもよい。
- 3 献立等について、利用者、施設長、栄養士との検討会を適宜開催する。
- 4 体調の変化により食事の形態を変える際は、生活相談員・介護職員に申し出栄養士に伝えることとする。
- 5 食事場所は原則として食堂とする。体調不良や、予め職員に申し出、協議した際は、居室にて食事が出来るものとする。

(入浴)

第16条 入浴日時は次の通りとする。

※入浴は隔日としシャワーは毎日。

※午後1時から午後5時の間に大・小の風呂浴室を使用する。

(生活相談)

第17条 利用者の要望により、各種の相談に応じ誠意を持って助言と援助をする。

必要がある場合には関係機関への紹介、手続き等の援助を行う。

(健康管理)

第18条 健康診断を定期的に年1回実施するほか、随時健康相談に応じ、疾病予防、早期発見に配慮する。

- 2 利用者が疾病、負傷等で通院、入院を要する場合は、嘱託医の治療以外提携の病院を紹介する。

(生活援助)

第19条 利用者に対する日常生活上の援助又は介護等は原則として行わないものとする。

- 2 利用者が、入居後に心身の疾病又は負傷等により日常生活上の援助又は介護等が必要となった際は、利用者及び保証人との協議の上、介護保険サービス等が利用できるよう、連絡調整等の必要な対応を行うものとする。

この際に関わる費用は利用者の負担とする。

(地域社会との交流)

第20条 施設長以下全職員は、利用者が地域社会の一員としての自覚を持ち、地域の人々と交流し親睦を深められるよう様々な方法で配慮、実施する事。

第5章 規律

(外出、外泊)

第21条 利用者は、外出又は外泊しようとするとき、行き先、帰宅予定日時を所定の書式に従って生活相談員・介護職員を経由して施設長に届け出なければならない。

(来訪者の宿泊)

第22条 利用者は親族、知人等の来訪者を居室に宿泊させるときは、施設長に伝え許可を得なければならない。

(自治)

第23条 利用者は、利用者相互の親睦と地域社会との交流を深めるため、定期的な会合を持ち、生活相談員、施設長等の指導を受けること。

(身上変更の届け出)

第24条 利用者は、身の上に関する重要な変更が生じたときは速やかに管理者に届け出なければならない。

(健康保持)

第25条 利用者は、健康の保持に努めることとし、施設で依頼する健康診断を正当な理由なくして拒否してはならないものとする。

(環境整備)

第26条 入居者は、常に居室を清潔に整理整頓し、良好な環境と衛生の保持に努めるとともに、施設の建物内外の環境整備にも努めることとする。

第6章 非常災害の対策

(災害・非常時の対応)

- 第27条 施設長及び防火管理者は、非常災害、緊急事態に備え、定期的（年2回以上）に避難・救出その他必要な研修及び訓練を実施し、利用者が常に防火・防災に心がけるよう指導監督しなければならない。
- 2 特別養護老人ホームの夜勤者巡回と男子職員による当直により、夜間の防火防災及び緊急事態に備え、利用者の安全を図る。
 - 3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
 - 4 施設は平常時の対応（必要品の備蓄など）、緊急時の対応、他施設及び地域との連携に関する業務継続計画を策定する。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(衛生管理)

- 第28条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は、飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずることとする。
- 2 施設は、利用者の保健衛生の維持向上及び、施設における感染症又は食中毒の発生・蔓延の防止を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - 一 感染症及び食中毒の予防・蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図る。
 - 二 感染症及び食中毒の予防・蔓延の防止のための指針の整備
 - 三 介護職員その他の従業者に対する、感染症及び食中毒の予防・蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に（年2回以上）の実施
 - 四 前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の

発生が疑われる際の対処法に関する手順に沿った対応を行う。

五 平時からの備え（備蓄品の確保など）、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定する。

3 施設は、利用者の衛生保護の維持向上及び施設における感染症の予防・蔓延を図るため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- 一 衛生知識の普及
- 二 年1回以上の大掃除
- 三 毎日の整理整頓・清掃
- 四 消毒液による消毒

（秘密の保持）

第29条 従業者は、業務上知り得た利用者又は身元保証人の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、退職後についても同様であるものとする。

2 管理者が居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、予め文書により利用者の同意を得るものとする。

（苦情等への対応）

第30条 管理者は、施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速且つ適切に対応するために苦情窓口を設置し、苦情を受け付けたときには速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について利用者に報告するものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 管理者は、利用者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

4 管理者は、苦情を申し立てた利用者に対していかなる差別的な取扱いも行ってはならない。

（事故発生の対応）

第31条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、各号に定める措置を講ずるものとする。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備

- 三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的（年２回以上）の実施
- 2 施設は、施設サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 前項において、賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行うものとする。
- 4 上記の措置を適切に実施するための責任者を置く。

（記録の整備）

第３２条 施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 施設は、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

一 施設サービス計画

二 提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第１４条第３項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 第３０条に規定する苦情の内容等の記録

五 第３１条に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（職員の質の確保）

第３３条 施設は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 施設は、入居者に対する処遇に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

（入所者の処遇）

第３４条 施設は、入居者の処遇に当っては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 施設は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 3 身体拘束適正化検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を独立して設置し、身体拘束廃止に関する指針を作成し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に（年２回以上）開催する。また、新規

採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施する。

(虐待防止)

第35条 施設は、入居者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行う。また、その責任者は管理者とする。
- 2 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- 3 介護職員その他の職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。
- 4 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。
- 5 上記の措置を適切に実施するための責任者を置くこと。

第7章 雑則

(改正)

第33条 この規程の改廃は、理事長の承認を得て施設長が行うことができる。

第34条 この運営規程は、平成22年 4月 1日から施行する
この運営規程は、令和 3年 8月 1日から一部改定施行する。